

1、募集目的

観光振興・地域の活性化のため建設された「湖東三山館あいしょう」（以下「湖東三山館」という）は、観光案内コーナー・販売コーナー・飲食コーナーなどの施設を有する。湖東三山館は、地域産業の活性化、観光振興の拠点化、町民の交流の場としていき、多くの人たちに愛荘町の魅力を発信し、お客様の意見や想いもしっかり取り入れ愛荘町のファンを増やしていく施設でもある。

販売コーナーでは、地域ブランド商品等の開発・育成を図り、地域事業者の商品の情報発信や販売を促進していくため、本出品要項を定める。

2、湖東三山館施設概要

- (1) 所在地 愛荘町松尾寺 1395 番地 1（湖東三山スマートインターチェンジ と国道 307 号の交点）
- (2) 施設敷地面積 3756.72 m²
- (3) 駐車場 大型車 3 台、普通自動車 56 台、軽自動車 8 台、身障者等用駐車場 2 台
- (4) 延床面積 約 386 m²（木造平屋建て）うち販売コーナー（売場面積 約 62 m²）
- (5) 施設内容 飲食コーナー、販売コーナー、観光情報案内コーナー、ドッグラン等
- (6) 設置者 愛荘町
- (7) 管理運営 指定管理者・一般社団法人愛荘町観光協会（以下「協会」という。）

3、出品要項

- (1) 販売コーナーでの出品物（以下「商品」という）については以下の条件を承諾し申し込みした者を協会が審査するものとする。
- (2) 商品の表示方法については協会と相談のうえ決定する。
- (3) 商品の配置方法については協会に一任する。
- (4) 商品は、委託販売を原則とする。買取りの場合は要相談とする。
- (5) 商品の品質管理（賞味期限等）については、商品を納入する者（以下「出品者」という。）の責任とする。但し、協会は、品質管理・品質表示等について十分注意するよう、出品者と連携をとる。

4、出品条件

- (1) 出品者は、物販販売実績がある法人又は個人事業者であること。
- (2) 商品の納品については協会の要請期限に応じられること。

5、出品者登録について

出品者は、POS システムを利用するため、協会へ事業所登録をし、事業者番号を取得するものとする。

6、販売手数料ほか手数料及びその決済について

- (1) 販売手数料は、協会と出品者の協議により決定する。
- (2) 商品には、バーコードシールの貼り付けを協会が行う。なお、バーコードシール代は出品者の実費負担となる。
- (3) 手数料の徴収は、1円未満は切り上げる。
- (4) 販売代金は、月末締めとし、翌月15日に出品者の指定する口座に振り込みもしくは施設にて現金支払いとする。振り込みの場合は、手数料は出品者の負担とする。なお、振込日が金融機関の休日にあたる場合は前営業日とする。

7、その他

- (1) 出品者は施設において開催されるイベント等及びその他運営等には積極的に協力すること。
- (2) 商品についての事故や苦情は、原則として出品者の責任とし、迅速な対応を行うこと。
- (3) 商品の破損、紛失等について協会は一切責任を負わない。
- (4) 出品者が協会の運営方針に反する行為を行った時は、出品を停止させることがある。
- (5) 販売実績等に応じて、販売スペース等を変更することがある。

8、申し込み方法

(1) 申込受付期間

受付は、随時とする。出品を希望する者は、次の書類を下記宛に郵送・FAX・Eメールまたは持参により提出すること。

- ① 湖東三山あいしょう物産出品申込書（様式第1号）
- ② 湖東三山あいしょう物産出品明細書（様式第2号）

※商品数が多い場合コピー可とする。

※提出された書類は返却しない。

※協会および愛荘町商工会の非会員の場合は、添付書類として申込者の事業内容が把握できる書類（法人は会社案内等）を添付すること。農産物・果樹の出品者は栽培履歴を、加工品などは営業許可書を一緒に提出すること。

(2) 申し込み及び問い合わせ先

一般社団法人 愛荘町観光協会

〒529-1331 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 38 番地の 2 中山道愛知川宿街道交流館内

TEL 0749-42-7683 FAX 0749-42-7689 ✉e-info@aisho-kanko.com

9、出品者の選考方法

- (1) 提出された申込書に基づき協会が審査を行う。
- (2) 選考にあたっては、申込者からヒアリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合がある。

10、出品許可の通知

- (1) 湖東三山館あいしょう物産登録確認書（様式第3号）により通知する。
- (2) 選考結果の審査等に関する問い合わせについては、一切応じない。

以上